

別紙

「法第 14 条の 2 第 7 項でいうその他環境省令で定める者」とは、以下のとおり。

区 分	要 件
その他環境省令で定める者 (法施行規則第 13 条の 6 で定める者)	<ul style="list-style-type: none"> • 単独法人若しくはコンソーシアムであり、かつ、次の(1)から(7)の総てを満たす者であること※1。
	(1) 法施行規則第 19 条の 4 第 1 項第 1 号に準じた安全管理規程を有すること
	(2) 捕獲従事者が、法施行規則第 19 条の 4 第 1 項第 5 号で定める安全管理に必要な法令、事故の防止、住民の安全の確保、猟具の安全な取扱い及び定期的な点検に関する知識等について五時間以上の講習を修了していること又は同程度の知識を有していること。
	(3) 半数以上の捕獲従事者が法施行規則第 19 条の 4 第 1 項第 6 号で定める救急救命に関する知識(心肺蘇生、外傷の応急手当、搬送法等を含む。)を有すること。
	(4) 法施行規則第 19 条の 6 第 1 項で定める講習を修了していることまたは同程度の知識及び技能を有すること。
	(5) 法施行規則第 19 条の 8 第 1 項で定める、過去 3 年間に於いて、委託しようとする事業と同種業務に関する契約・履行した実績を有していること。
	(6) 捕獲従事者が、狩猟免許及び(銃器を使用する場合は)銃器を所持し、かつ、法施行規則第 19 条の 8 第 4 号に準じた損害保険契約の被保険者であること。
(7) 法施行規則第 19 条の 8 第 5 項に基づき、4 名以上の捕獲従事者を有していること。	

※1 コンソーシアムにあっては、(5)の実績及び(7)の捕獲従事者数について、コンソーシアム構成員の合計値とすることができる。